

Dataline

A look at current financial reporting issues

No. 2013-14
June 25, 2013

目次:

概要	1
要点	1
主な内容	1
背景	2
主な規定	3
投資会社の定義	3
投資活動の性質	5
典型的な特徴の評価	5
連結の検討	5
追加の開示要件	6
投資会社の地位の認識 および再判定	7
IASB の投資企業の ガイダンスとの相違点	7
発効日および経過措置	8
質問	8

投資会社

FASB が「投資会社」の定義を修正

概要

要点

- 米国財務会計基準審議会 (FASB) は、2013年6月7日、投資会社の特徴を明確化し、企業が投資会社か否かを評価する包括的ガイダンスを提供する新たな基準を公表しました。
- 修正された定義では、投資会社とは次の両方の要件を満たす企業となります。すなわち、(1) 投資者から資金を調達し、その投資者に投資管理サービスを提供していること、(2) 自らの事業目的および唯一の実質的な活動が、資本増価、投資収益、またはその両方からのリターンを得ることのみを目的とし、調達した資金を投資することであると表明していること、という要件です。また、投資会社が典型的に有すると考えられる追加的な特徴も提示しています。
- 1940年米国投資会社法により規制される企業は、前述の定義の要件を満たすか否かにかかわらず、投資会社として適格となります。
- 本修正は、2013年12月15日より後に開始する事業年度における、期中および年次報告期間より適用されます。早期適用は認められません。
- 本最終基準は、国際会計基準審議会 (IASB) との共同プロジェクトによる結果です。なお、IASB は、いくつかの点で FASB 基準とは異なる最終基準を、2012年10月に公表しました。

主な内容

.1 FASB は、2013年6月7日、[会計基準アップデート \(ASU\) 第 2013-08 号](#)「金融サービス—投資会社 (Topic 946): 適用範囲、測定及び開示規定の修正 (Financial Services—Investment Companies (Topic 946): Amendments to the Scope, Measurement and Disclosure Requirements)」を公表しました。本最終基準は、米国会計基準 (US GAAP) における投資会社の定義に用いられる要件を変更し、また、いくつかの測定ガイダンスと開示要件を規定しています。本最終基準は IASB との共同プロジェクトによる結果です。IASB は、いくつかの点で FASB の基準とは異なる最終基準を、2012年10月に公表しました¹。

¹ 投資企業 (IFRS 第 10 号、IFRS 第 12 号、および、IAS 第 27 号の修正)



.2 修正された定義には、企業が投資会社として適格となるために有すべき一定の基本的な特徴が含まれています。投資会社は、投資者から資金を調達して投資管理サービスを提供し、投資者に対して、その事業目的と唯一の実質的な活動が資本増価、投資収益またはその両方からのリターンを得るためだけに投資することであると確約していなければなりません。また、投資会社が典型的に有すると想定される追加的な特徴も提示されています。投資会社は、通常、提示されたこれらの特徴のすべてを有しています。しかし、これらの典型的な特徴の一つもしくは複数をもっていないことは、必ずしも投資会社として適格となることを妨げるものではありません。

.3 1940 年米国投資会社法により規制される企業は、前述の定義の要件を満たすか否かにかかわらず、投資会社として適格となります。

.4 新基準はまた、投資会社に、他の投資会社に対する非支配持分について、持分法を用いずに公正価値で測定することを要求しています。支配している他の投資会社の連結は容認されていますが、要求されてはいません。

背景

.5 投資会社は、もともと米国公認会計士協会 (AICPA) の「監査および会計指針:投資会社(以下、「AICPA 指針」)」で定義されていました。AICPA 指針によれば、投資会社は、金融資産を公正価値で測定することが要求され、投資先(投資会社でない場合)の連結は免除されていました。こうした AICPA 指針の見方は、その後、会計基準コーディフィケーションの ASC 946「金融サービス-投資会社(Topic 946)」に成文化されました。

.6 2007 年、AICPA は投資会社の定義を修正し、親会社および持分法を適用する投資者が、どのような場合に投資会社に対する持分の会計処理に ASC 946 が規定する特別な会計処理を維持すべきかどうかを決定するプロジェクトに着手しました。このプロジェクトにより、SOP 第 07-1 号が公表されました²。しかし、多くの適用上の問題が生じ、FASB は追加的な修正の必要の有無を検討するために、SOP 第 07-1 号の発効日を無期限延期としました³。

.7 また同じ時期に、IASB は、最終的に国際財務報告基準(IFRS)第 10 号「連結財務諸表」となる、新たな連結基準を開発していました。当該プロジェクトの一環として、IASB は、財務諸表の作成者および利用者から収集したフィードバックをもとに、投資企業の定義の研究を始めました。それまで、IFRS には、投資会社に特化した業種別の会計処理は存在しませんでした。結果として、この種の企業は、他のすべての企業に関する取扱いと整合的に、その投資について会計処理し、その投資ポートフォリオに連結を適用することが求められていました。

.8 両審議会は、投資会社の定義を新たな連結ガイダンスとの関連において検討していたため、コンバージェンスのアジェンダに同プロジェクトを加えることを決定しました。当初の公開草案は、新たなモデルに着手するのではなく、SOP 第 07-1 号で開発された投資会社の認識の要件を出発点として利用しました。

.9 FASB が同プロジェクトに着手したもう一つの理由は、少数ではあるものの、確認されていた構造的な悪用に対処することでした。FASB は、投資会社ではない親会社が、場合によっては、自らに戦略的な便益をもたらすポートフォリオ企業に投資する「内部の」投資会社を設立できる可能性があることに留意しました。当該親会社は、連結上、投資会社の特別な会計処理を維持することができ、その結果、ポートフォリオ企業の連結を回避することができます。

² AICPA 意見書第 07-1 号

³ FASB 職員意見書(FSP)07-1-1、AICPA 意見書第 07-1 号の発効日

主な規定

投資会社の定義

.10 ASU 第2013-08号において投資会社とみなされるには、企業は次の基本的な特徴を満たさなければなりません。

- 次の両方の要件を満たす企業である。
 - 単独または複数の投資者から資金を調達し、その投資者に投資管理サービスを提供している。
 - 投資者に対して、自らの事業目的および唯一の実質的な活動は、資本増価、投資収益またはその両方からのリターンを得るためだけに投資することであると確約している。
- 企業またはその関連会社が、投資先またはその関連会社から、所有持分に通常帰属しないか、または、資本増価あるいは投資収益以外のものである、リターンまたは便益を獲得していない、または獲得することを目的としていない。

.11 企業は、この第一段階の検討を終えると、次の追加的な特徴も同様に検討することになります。企業は、特定の事実と状況、ならびに企業の目的と設計を考慮し、次の「典型的な」特徴を評価する必要があります。

- a) 複数の投資を有している
- b) 複数の投資者がいる
- c) 親会社(存在する場合)および投資マネージャーの関連当事者ではない投資者がいる
- d) 資本持分またはパートナーシップ持分の形態による所有持分を有している
- e) 自らの投資のほとんどすべてを公正価値ベースで管理している

.12 投資会社は、これらの典型的な特徴のすべてを有していると想定されます。しかし、これらの一つまたは複数の特徴が欠如していても、投資会社として適格となることを妨げるものではありません。そのような場合、企業は、自らの事業が投資会社の事業と整合するかどうかを確認するために、すべての事実と状況を検討し判断を行う必要があります。

PwCの見解

企業は、特定の事実および状況をもとに、新たな定義に従って評価される必要がありますが、PwCは、現在、米国会計基準に基づき投資会社として報告している企業のほとんどが、引き続き、この新基準においても投資会社として適格となると考えています。さらに、これまでは投資会社として適格でなかった特定の企業(たとえば、特定のローン担保証券または債務担保証券)も、今後は適格となる可能性があります。

.13 FASBは、結論の根拠で述べているように、特定の会計処理の結果を達成するために、投資会社をより大きな企業構造に組み込むことが可能になることを懸念していました。たとえば、親会社は、損失が生じる可能性のある事業体(たとえば、グループ全体のための研究開発活動)に戦略的投資を行うため、「内部の」投資子会社を利用する可能性があり、その場合、投資先の基本的な活動の連結ではなく、自らの投資を公正価値で計上することになります。

.14 FASB の当初の公開草案では、この確認されていた悪用に対処するため、企業は投資会社として適格であるために次の領域における 6 つの詳細な要件のすべてを満たすことを求めています。すなわち、(1) 投資活動の性質、(2) 明示的な事業目的、(3) 所有持分単位、(4) 資金のプール、(5) 公正価値管理、(6) 報告企業、という 6 つの要件です。

PwCの見解

このモデルでは、これまで投資会社モデルに従って報告をしてきた様々な企業が、一つあるいは複数の要件を満たさない場合に、投資会社として適格でなくなるため、コメント募集の過程で重大な懸念が生じました。特に、特定のパッシブ投資者（たとえば、年金基金や寄付基金）によって設立された投資ファンドおよび政府系ファンドが、影響を受ける可能性がありました。資金のプールの要件に対して最も多くのフィードバックが寄せられましたが、利害関係者からは、他の要件に対しても、制限されすぎているとの懸念の声がありました。

FASBは、それに応えて、企業が投資収益または資本増価以外のリターンまたは便益を獲得してはならない、または獲得することを目的としてはならないことを強調するために、前述の定義で用いられた基本的な特徴を策定しました。そのような他のリターンまたは便益は、通常、「内部の」投資会社を設立した企業が獲得するもので、たとえば、より広範な企業集団内で成功を収めている研究開発プロジェクトの買収オプションなどがあります。FASBは、入口となる要件を設定することで、起こりうる悪用を阻止しました。

.15 不動産投資信託(REIT)は投資会社の会計処理に適格ではないという ASC 946 における規定は維持されることになりました。FASB は、この例外の削除を検討しましたが、資産の区分としての不動産の評価方法を巡る議論が継続しているため、代わりに、この問題を将来の別のプロジェクトで議論することを決定しました。

PwCの見解

FASBは、REITに関する実務の変更について、合意に至ることができませんでした。また、FASBは、投資の会計処理を不動産もしくはより広範に適用することの可能性への対処の延期を決定しました。FASB は、ASUの結論の根拠において、今回の改訂は、ASC 946の測定原則を用いた財務諸表の公表が業界の慣行となっている不動産会社の現行の実務の変更が目的ではないと明示的に述べています⁴。

.16 1940 年米国投資会社法により規制される企業は、定義の要件を満たすか否かにかかわらず、本 ASU に従い投資会社として適格となります。

PwCの見解

この例外規定により、1940年米国投資会社法に基づき投資ファンドとして登録し、Regulation S-Xの投資会社の規定に従って財務諸表を作成している特定の種類の企業（たとえば、事業開発会社）が、投資会社の通常の活動の範囲外にあると一般的にはみなされる活動を行っていても、会計基準上は引き続き投資会社として適格であることが保証されることとなります。

⁴ ASU 2013-08、パラグラフ BC 58

投資活動の性質

.17 新基準における基本的な要件では、企業の唯一の実質的な活動が投資であることを要求していますが、当該基準には、企業自身の投資活動を支援する特定の非投資サービス(たとえば、投資アドバイザーおよび証券代行活動)に対する例外が含まれています。したがって、企業の実質的な活動が非投資サービス活動であるとしても、それらは投資会社の事業目的を果たすのに不可欠であるとみなされるため、依然として投資会社として適格となることが可能となります。しかし、企業が他の企業に同一のサービスを提供する場合、当該サービスが実質的でない場合に限り、当該企業はこの要件を満たすことができます。

PwCの見解

多くの投資マネージャー、特にプライベート・エクイティ・ファンドの投資マネージャーは、投資先の日々の経営に対する継続的関与により企業が投資会社であることが妨げられるとのSOP第07-1号の考えを、FASBが維持することを懸念していました。しかし、FASBは、日々の経営への関与は、その経営活動が投資全体の価値の最大化を目的としている限り、投資会社の特徴と整合していると結論付けました。

典型的な特徴の評価

.18 企業は、投資会社として適格であるために、その事実と状況を考慮して、「典型的な特徴」を評価する必要があります。一つまたは複数の特徴が存在しない場合には、企業は判断を行う必要があります。前述のとおり、一つまたは複数の典型的な特徴が欠如している場合でも、当該企業が自動的に投資会社として適格でなくなるわけではありません。

.19 典型的な特徴は、当初の公開草案で要求された特定の要件と概ね整合していますが、最終基準(ASU)では、その典型的な特徴の適用に関して追加的な判断を求めています。FASBは、基本的な要件との関係で、このような決定的でない要因をどのように検討すべきかについて、かなりの時間を費やして議論しました。FASBは最終的に、典型的な特徴はほぼすべての投資会社に共通のものである一方で、一つまたは複数の要因を投資会社が有しないことには妥当な理由がある可能性があるかと結論付けました。FASBは、企業がこれらの特徴を評価する際は、その目的と設計を検討する必要があると述べています。

連結の検討

投資先であるファンドに対する投資会社の持分

.20 FASBは、当初の公開草案では、投資会社に、他の投資会社に対する支配持分を連結することを要求していました。関係者は、コメント募集の過程で、連結の有用性と理解可能性について重大な懸念を表明しました。FASBは、再審議中に、この分野におけるASC 946の現行のガイダンスを変更しないと結論付けました。当該ガイダンスは、投資会社が他の投資会社に対する支配持分を連結することを容認するものです(ただし、明示的に要求はしていません)。さらに、投資会社は、自らが支配している企業からサービスを受けるような特定の場を除き、投資先に対して重大な影響、または財務的な支配持分を有する場合であっても、引き続き、投資会社ではないポートフォリオへの投資を公正価値で会計処理することになります。

PwCの見解

FASBは、ファンドによる他のファンドの連結を要求する当初の立場を修正しつつ、SECがファンドが「ブロッカー・エンティティー (blocker entity)」に全額出資している、またはローン担保証券 (CLO) のような証券化商品を形成および支配しているなどの特定の状況では、連結が好ましいと (多様な業種のノーアクション・レター、財務諸表のコメント、非公式の職員意見書において) 表明していることも、認識していました。FASBは、ブロッカー・エンティティーの連結を求めることを検討しましたが、そのような事業体を定義するのは困難であると判断しました。FASBは、最終的に現行のガイダンスの維持を決定しましたが、この分野における実務は引き続き多様になると思われます。

.21 FASB は、ASU の再審議の過程で、連結の代替として、投資先であるファンドに関する新たな開示を暫定的に決定しました。この開示は、報告企業にとって「重要な」投資先であるファンドの特定の側面に関して、透明性をより高めることを目的にしています。FASB は、これらの開示を要求する前に、投資先であるファンドに対する所有持分がどの程度「重要」である必要があるかに関して適正なバランスを見出すため、幅広い議論を行いました。

.22 再審議で検討されたとおり、投資先であるファンドに対する「重要な」投資の開示には、当該ファンドの経費率、負債、総資産および純資産が含まれていました。また、投資会社は投資先であるファンドに対する比例持分も開示する必要がありました。業界関係者は、事業年度末はファンドごとに異なり、また特定の非登録ファンドに関する情報入手は極端に制限される可能性があることから、これらの要件が適用可能かどうかに関して強い懸念を表明しました。最終的に、FASB は、これらの開示に関する決定を延期し、この問題を今後のプロジェクトにおいて別の段階で取り組むことを決定しました。

PwCの見解

意見募集のため公表された当初の公開草案には、これらの開示が含まれていなかったため、FASBは、修正公開草案の公表が必要か否かを決定するのに役立つよう、非公式のアウトリーチを実施しました。最終的に、FASBは、投資会社の定義の最終化がさらに遅延することを回避するために、そのような開示に関する決定を後日に延期することを決定しました。再検討の時期は明らかになっていません。

投資企業ではない親会社

.23 最終基準では、現行の米国会計基準と整合的に、投資会社ではない親会社は、連結上、支配している投資会社の特別の会計処理を維持することになります。

追加の開示要件

.24 最終基準では、投資会社に次の開示が要求されます。

- 投資会社であること、および ASC 946 の会計処理と報告の要求事項に従っていること
- 年度中に投資先に対して提供した財務支援、提供した支援の種類および提供の主な理由。この情報は、契約上要求されたものと、契約上の義務はないが支払われたものに分類する必要があります。
- 投資先を支援する契約上の義務でまだ支払われていないもの、その種類、金額、および支払いが必要となる状況

PwCの見解

多くの投資会社は既に同様の開示を財務諸表に含めていますが、ASC 946はこれまで、これらの開示を要求してはいませんでした。企業は、現行の開示が新たな要件のすべてに対処しているかどうかを慎重に検討する必要があります。

投資会社の地位の認識および再判定

.25 企業が投資会社の定義を満たすかどうかの判断は、その企業の設立時になされます。報告期間ごとの地位の再判定は要求されませんが、企業の目的と設計に変更がある都度、再判定を行う必要があります。ASC 946 はこれまで、投資会社の地位の再判定に関するガイダンスを含んでいませんでした。

.26 企業が投資会社として適格でなくなった場合には、地位の変動はその日から将来に向かって適用され、他の現行の会計基準が会計処理の基礎を提供することになります。地位の変動があった日時点の投資の公正価値が、各投資の当初の帳簿価額になります。

.27 投資会社の要件を事後的に満たすことになった企業も、変動が生じた日から、その変動に対する会計処理を行うことになります。変動が生じた日における投資の帳簿価額と公正価値との差異と共に、それまでにその他の包括利益に計上されていた未実現損益は、純資産に対する累積的影響額として認識されることとなります。この累積的影響額は、期首の純資産や財務ハイライト情報における期首の一株当たり情報に含まれます。

.28 地位の変動についての理由の開示が必要となります。また、投資会社となる企業は、地位の変動による投資への影響を開示することになります。

IASBの投資企業のガイダンスとの相違点

.29 FASBとIASBのガイダンスは、多くの分野で実質的にコンバージェンスしていますが、IASBの定義はいくつかの点で異なります。IASBは、投資会社が保有する投資について、公正価値による報告がより適切な方法であるという見方に基づき、連結および持分法の会計処理に関する限定的な例外を提供することを目標としていました。この結果、IASBの最終的なガイダンスでは、FASBの定義とは異なり、公正価値による測定を投資会社の基本的な特徴として要求しています。また、IASBは、持分投資や他の無期限の投資について、資本増価の獲得のための投資であるという事業目的を証明するために、明確な出口戦略を求めています。

.30 さらに、IASBの最終基準では、投資会社ではない親会社が、支配している投資に関する投資会社による連結の免除を維持することを認めていません。FASBの公開草案では、投資会社が他の投資会社に対する支配持分を連結することを（容認するのではなく）要求していた点で、現行の実務を大幅に変更するものとなっていました。しかし、最終基準では、現行の実務を認め、ファンドが他のファンドを連結することを要求はせず、引き続き容認することとしています。米国会計基準では、投資会社ではない親会社が投資会社を連結する際も、投資会社の特別の会計処理は維持されることとなります。

.31 さらに、次のような主な相違があります。

- IASB のガイダンスでは、投資会社ではない親会社が、連結に際して、投資会社の特別の会計処理を維持することを禁止している。
- IASB の定義では、企業が自らの投資実績のほとんどすべてを公正価値基準で測定し評価していることを要求しているが、FASB は、この考え方を「典型的な特徴」に含めている。
- FASB の最終基準では、1940 年米国投資会社法により規制される企業はすべて投資会社であると定めているが、これと異なり、IASB のガイダンスでは、特定の規制上の要件の対象となるファンドが、所定の要件のすべてを満たすことなく投資会社として適格となることを認めていない。

発効日および経過措置

.32 本 ASU は、2013 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度における、期中および年次報告期間から適用されます。早期適用は認められません。

.33 企業が新たなガイダンスに基づき投資会社として適格となるかどうかの決定は、適用日時点で行われる必要があります。投資会社として適格となった場合もしくは適格でなくなった場合の影響については、前述の 26 項および 27 項で説明しています。

.34 企業が投資に対する支配的財務持分を有する場合には、実務上可能であれば、その支配的財務持分の取得時にこのガイダンスを適用していたかのように、資産、負債および非支配持分の帳簿価額を設定する必要があります。企業が重要な影響力を有する投資についても同様です。持分法で計上した投資を、取得した日付に戻すのが実務上不可能な場合には、適用日時点の投資の公正価値を用いることとなります。その他の投資に関する当初の測定はすべて、適用日時点の公正価値となります。

質問

.35 本 Dataline に関して質問がある PwC のクライアントの方は、担当のエンゲージメント・パートナーまでお問い合わせください。本 Dataline に関して質問があるエンゲージメント・チームは、National Professional Services Group の企業結合チーム(1-973-236-7801)のメンバーまでお問い合わせください。

Datalines address current financial-reporting issues and are prepared by the National Professional Services Group of PwC. They are for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors. To access additional content on financial reporting issues, register for CFOdirect Network (www.cfodirect.pwc.com), PwC's online resource for financial executives.

© 2013 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.